

(案)

令和 8 年 2 月 1 2 日

新宿区長
吉住 健一
関東バス株式会社 代表取締役社長
阿部 末広
国土交通省関東運輸局長
藤田 礼子
中井町会 会長
末木 隆夫
(新宿区町会連合会から推薦された地域を代表する者)
東京都公安委員会委員長
廣瀬 道明

新宿区内の乗合自動車の停留所における
旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する合意書

道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 4 4 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、新宿区内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して下記のとおり合意する。

記

1 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称

| 停留所の名称 | 停留所を所管する 運送事業者 | 停留所の所在地 |
|------------|-------------------|-----------------------|
| 水道タンク前（上り） | 関東バス株式会社 | 新宿区西落合三丁目 2 8 番（中野通り） |

以上 計 1 箇所

2 1 に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

関東バス株式会社が一般乗合旅客自動車運送事業者として行う旅客運送事業（区域運行）の用に供する自動車

3 1 における 2 の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

交差点付近の停留所に駐停車する場合は、交差点の側端から 5 メートル以上の距離を確保する等、確実な安全措置をとること。